

## 自己資本規制比率

金融商品取引法第四十六条の六第三項の規定により、当社の平成27年6月末現在の自己資本規制比率は下記のとおりです。

### 記

1. 固定化されていない自己資本の額		単位百万円 8,279	A
2. 市場リスク相当額		単位百万円 574	B
3. 取引先リスク相当額		単位百万円 38	C
4. 基礎的リスク相当額		単位百万円 162	D
5. リスク相当額合計	B+C+D	単位百万円 774	E
6. 自己資本規制比率	A÷E	単位 % 1,069.0	

以上